

芦屋です 暮らす

民間賃貸住宅を活用した子育て世帯の定住化の促進を図るため、芦屋町内の民間賃貸住宅(アパート、借家等)に新たに町外から転入する子育て世帯に対し、家賃の一部として最長36ヶ月(3年間)で最大72万円を芦屋町商工会が発行する商品券で補助します。

転入
+
賃貸
住まいの **子育て** 世帯に

NEWS

芦屋町子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金

今、芦屋町に転入し、
民間賃貸住宅に住むと3年間で

最大 **72** 万円の
補助金を交付します!

対象期間
平成 **27** 年 **4** 月 **1** 日
↓
平成 **32** 年 **3** 月 **31** 日 転入分

対象世帯

- ◎平成27年4月1日から平成32年3月31日までに町外から転入した世帯で、かつ、未就学児を含む世帯。
- ◎未就学児とは、転入時点で6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子です。

その他には、

- ◆世帯全員の町税等に滞納がないこと
- ◆自治区に加入していること
- ◆世帯員のいずれかが、自己の居住のために所有者との間に賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること
- ◆生活保護法による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないこと

など

対象住宅

町内の民間賃貸住宅(アパート、借家など)

※ただし次の住宅は除きます。
(公営住宅。社宅、官舎、寮その他の給与住宅。借上公共賃貸住宅。対象世帯の親族(子育て世帯の未就学児の3親等以内)が所有する住宅。)

交付額

月額上限を2万円とし、最長36ヶ月(3年間)、最大72万円を商品券で交付します。

- ◆家賃(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く)から勤務先の住宅手当等を引いた額に対しての交付。
- ◆補助金は、年度ごとに芦屋町商工会が発行する商品券で一括交付します。

交付対象期間

転入した月の翌月分から、最長36ヶ月(3年間)分。

問い合わせ

芦屋町役場 健康・こども課 子育て支援係
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL | 093-223-3537 | FAX | 093-223-3927
※詳細は町ホームページでご確認ください。